

検定合格警備員の配置の基準(規則2条)

※ 警備業者は、下表に掲げる警備業務を行うときは、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員に、当該警備業務の種別に係る合格証明書を携帯させ、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければなりません(規則3条)。

○「規則」とは、警備員等の検定等に関する規則を指します。

| 種 別 | |
|----------|---|
| 交通誘導警備業務 | 高速自動車国道、自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合、 当該交通誘導警備業務を行う場所ごと に交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。 |
| | 上記のほか、道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認められる場合、 当該交通誘導警備業務を行う場所ごと に交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。 |

2007年1月12日:告示

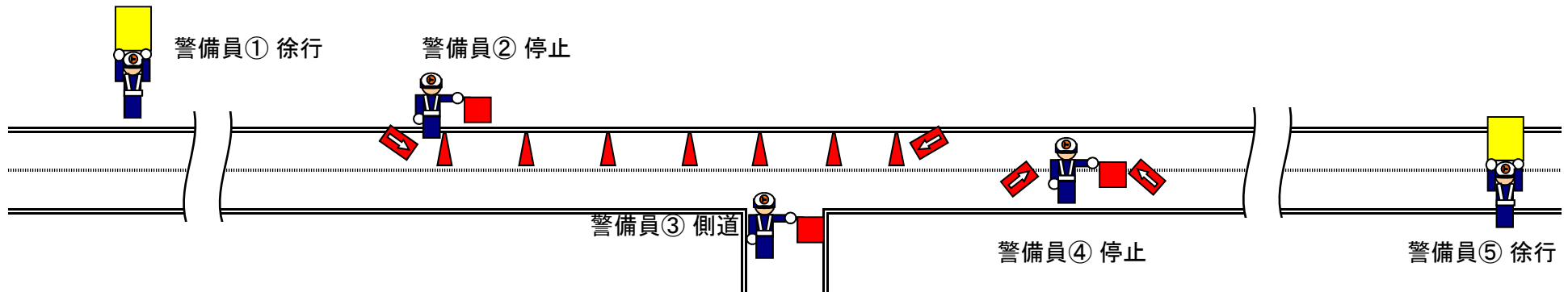
2007年7月12日:施行

認定路線一覧(京都府)

| 路線名 | 区間 | 路線名 | 路線名 |
|--------|--------|--------|--------|
| 国道1号 | 京都府の全域 | 国道163号 | 京都府の全域 |
| 国道9号 | 京都府の全域 | 国道171号 | 京都府の全域 |
| 国道24号 | 京都府の全域 | 国道175号 | 京都府の全域 |
| 国道27号 | 京都府の全域 | 国道176号 | 京都府の全域 |
| 国道162号 | 京都府の全域 | 国道178号 | 京都府の全域 |

| 項目 | |
|------------------|--|
| 「交通誘導業務を行う場所」の解釈 | 認定道路上において、車両又は歩行者の整理誘導を行う場合は、検定合格警備員の配置が必要である。車両の通行量や業務の時間帯や時間の長短などの例外規定はない。 |
| | 検定合格警備員の配置については、「工事の区間ごと」や「工事の場所ごと」通常呼称される「1現場」「1規制」「1契約」ではなく、あくまでも「交通誘導警備業務を行う場所ごと」であることから、その場所ごとに検定合格警備員を1名以上配置する必要がある。工事現場内などで、完全に一般交通と遮断されていれば配置義務の必要はないとされている。ただし、「場所ごと」については、 一概に言えないため、個々の現場の状況で判断することになるが、配置検定合格警備員の専門的能力が発揮できる範囲も一つの目安となる。 |
| 検定合格警備員の確保、養成等 | 急遽依頼等があっても例外措置はないため、対応できるように、平素から検定合格警備員の確保、養成等に努めるべきである。 |
| 配置基準について関係各所広報 | 建設、道路工事業者等依頼者には何の義務規定も努力義務もなく、あくまでも、警備業者に対して、警備業法により配置義務が科せられているものである。よって、工事業者等に対して、警察からは直接説明会等は行っておらず、府警HPに掲載などして関係行政機関などにも広報されている。 |
| 検定合格警備員配置確認 | 道路使用許可と配置義務は連動していないため交通課での配置義務は指導されない事が多いので配置義務については生活安全課に問合せ確認をしなければならない。 |
| 配置基準の今後の見通し | 配置した検定合格警備員が常時現場にいて一般警備員の指導のみを行うことはできるが、(ただし、離れた場所からの、無線機等を使用しての指示命令は配置義務を果たしていることにはならない)専門的知識及び能力を有する検定警備員に実施させる必要性があるために配置義務を設けたものであり、将来的には業務を行う警備員すべてに検定合格警備員に従事させていくことが想定される。 |

◇実例・・・認定路線における片側交互通行規制(5名体制)



Q: 認定道路で片側交互通行が行われるが、直線状にあり複数の警備員同士がお互い目視できる範囲での警備において、どの距離までなら検定警備員が1名でいいのか？

A: 配置基準は「工事の区間ごと」や「1規制ごと」ではなく、「交通誘導警備業務を行う場所ごと」であることから、認定路線上で警備業務に従事する警備員はすべてが検定警備員でなければならない。

Q: 警備員③は認定路線ではない道路上での誘導なので、検定警備員でなくてもよいか？

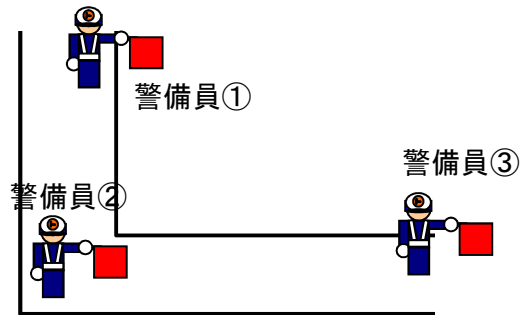
A: 認定路線への車両の流入が影響される誘導を行うので、検定警備員を配置しなければならない。

Q: 警備員①、⑤は歩道上で徐行合図を行うので、検定警備員でなくてもよいか？

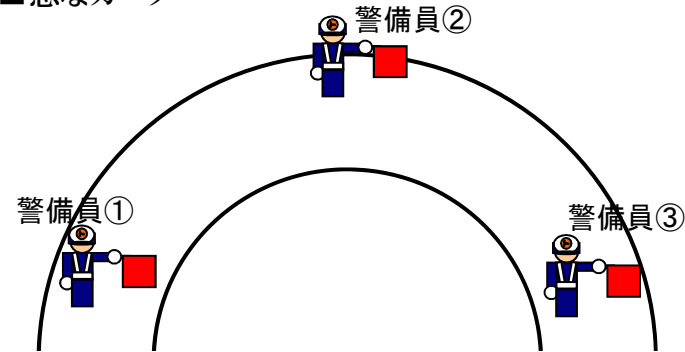
A: 歩道上であっても、認定路線については検定警備員を配置しなければならない。

◇実例・・・カーブや勾配など見通しの悪い道路工事現場での片側交互通行(3名体制)

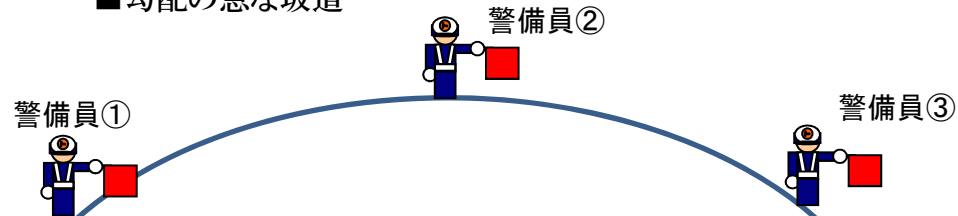
■L字等の曲がり角



■急なカーブ



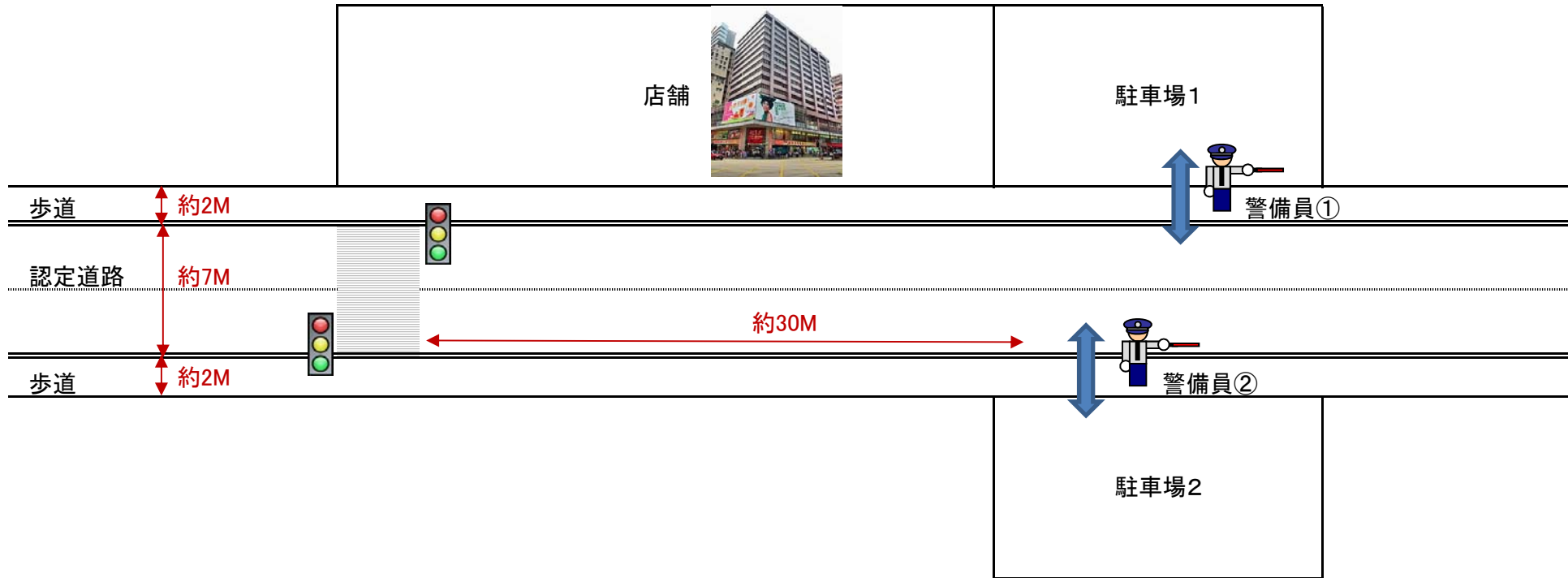
■勾配の急な坂道



Q: 見通しの悪い場所で誘導を行う場合、両者を把握できる場所に検定警備員②を配置すれば、警備員①と警備員③は、一般警備員を配置してもよいか？

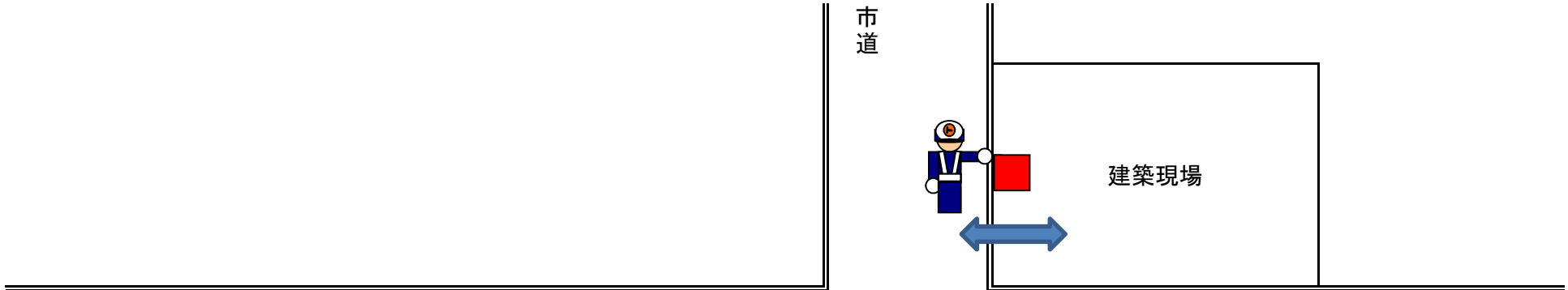
A: 配置は「工事の区間ごと」や「工事の場所ごと」ではなく、あくまでも「交通誘導警備業務を行う場所ごと」であることから、その配置箇所ごとに検定警備員を配置しなければならない。

◇実例・・・認定路線に面した施設駐車場での出入口誘導(各駐車所に1名)



- Q: 認定道路に接した施設駐車場において車両出入庫時の車両及び歩行者誘導を行う際、出入口が複数あり、各出入口につきそれぞれ警備員を配置しなければならない場合、検定警備員 1名の配置でトランシーバにより指導を行うことは可能か？
- A: 「交通誘導警備業務を行う場所ごと」とは距離などの範囲規定ではなく配置箇所ごとであり、専門的な知識及び能力を有する検定警備員に実施させる必要性があるために配置が義務付けられたものである。
したがって、無線機等を使用しての指示命令は可能であるが、それで配置基準を果たしていることにはならない。

◇実例・・・認定路線に面した建築現場での誘導

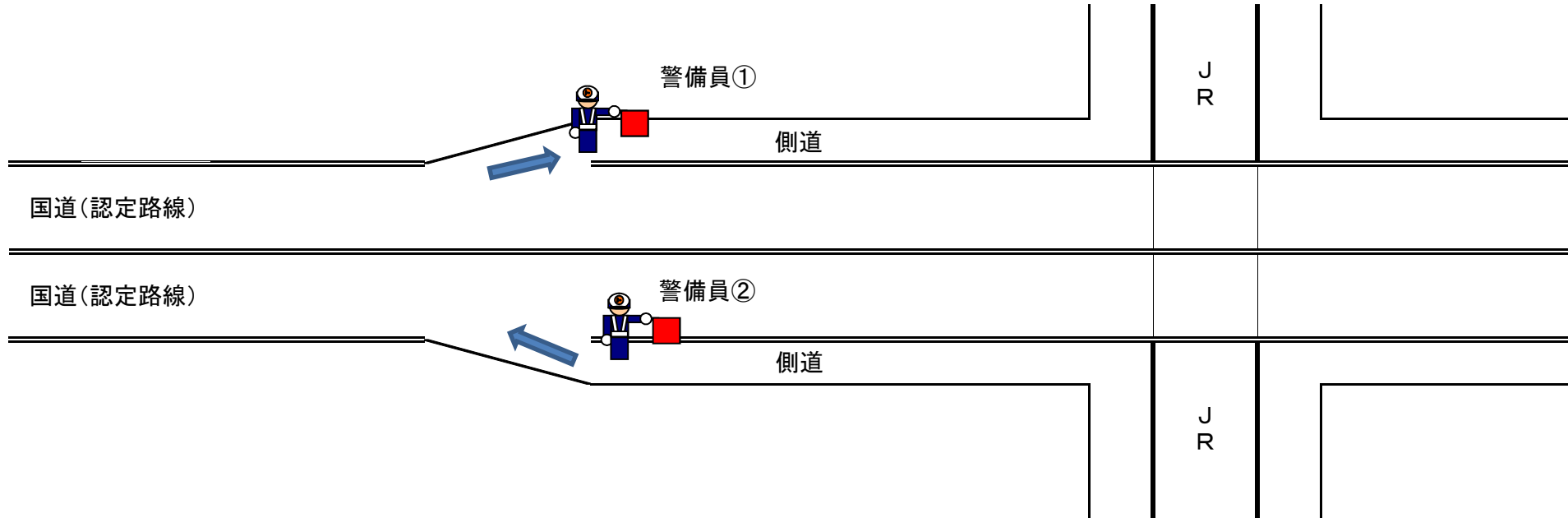


国道(認定路線)

Q: 認定路線に接した建築現場において、認定路線でない道路の出入口誘導を行う場合、検定警備員は必要か？

A: 出入口が認定道路でない場合であっても、認定道路への車両の流入出が影響される誘導を行う可能性があることから、検定警備員を配置すべきである。

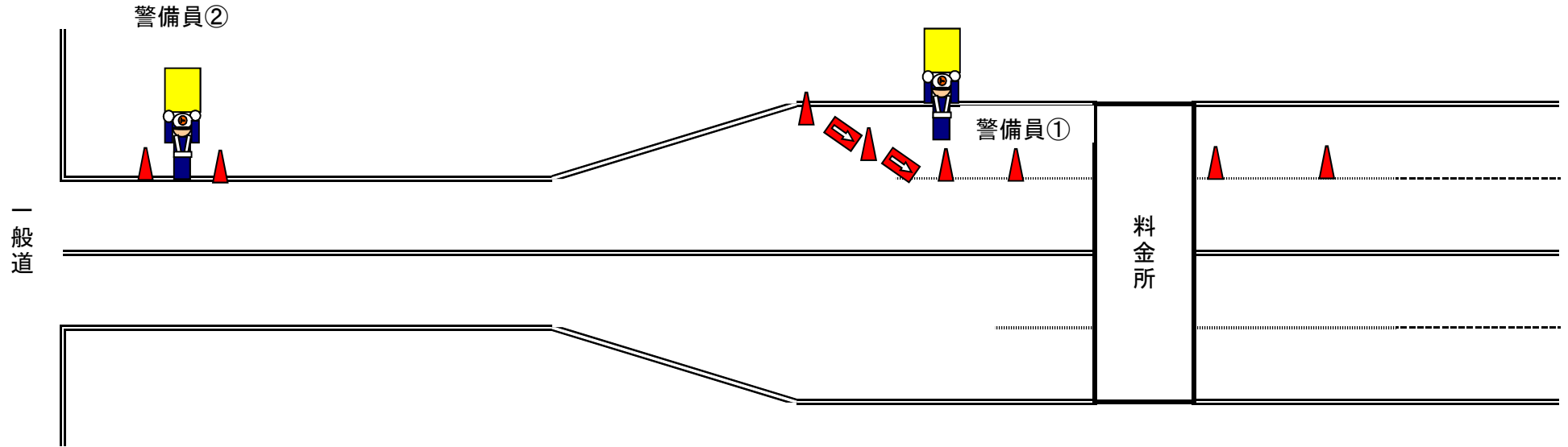
◇実例・・・認定路線から側道への流入・流出



Q: 認定路線である国道に高架があり、その高架下の工事現場で工事車両を認定路線から流入出させる場合、配置する警備員は検定警備員でなくてもよいか？

A: 工事個所が認定路線上でなくても、認定路線へ流入・流出する車両誘導により、認定路線に影響を及ぼす場合は検定警備員の配置が必要である。

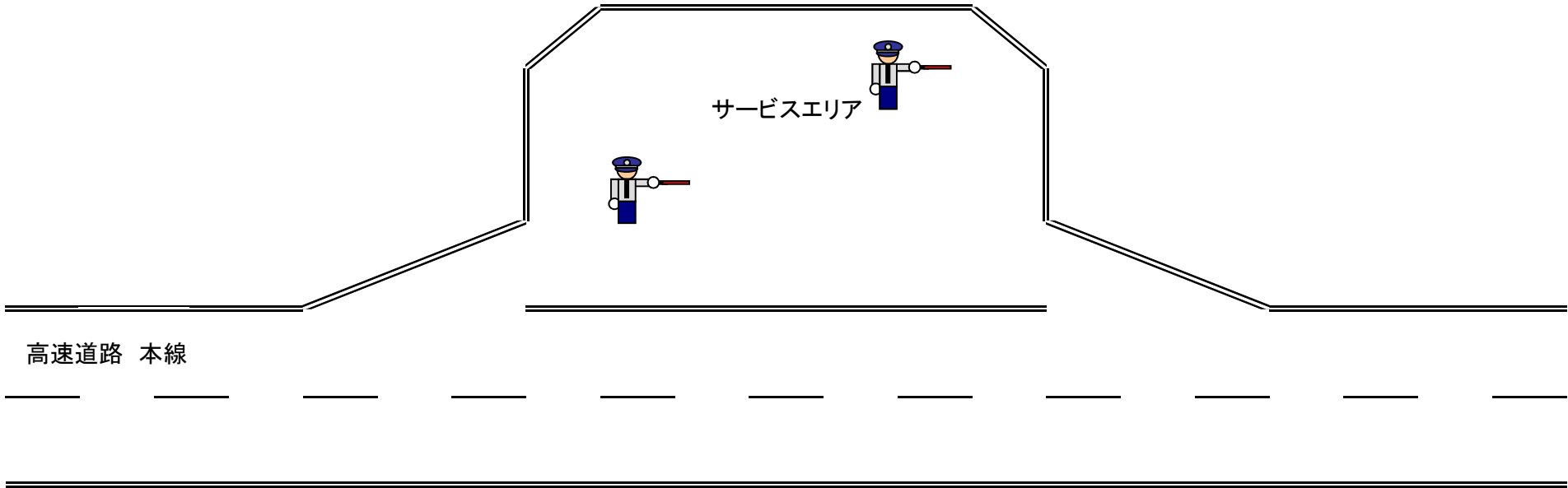
◇実例・・・高速道路（一般道からインターチェンジ間）



Q: 料金所手前(ブース外)で誘導を行う場合、警備員①は検定警備員でなければならないのか？
また一般道から料金所へ向かう箇所で誘導を行う警備員②も、検定警備員が必要か？

A: 一般道からの分岐、インターチェンジのランプは自動車専用道路であり、高速道路の付帯施設であることから、どちらも検定警備員を配置しなければならない。

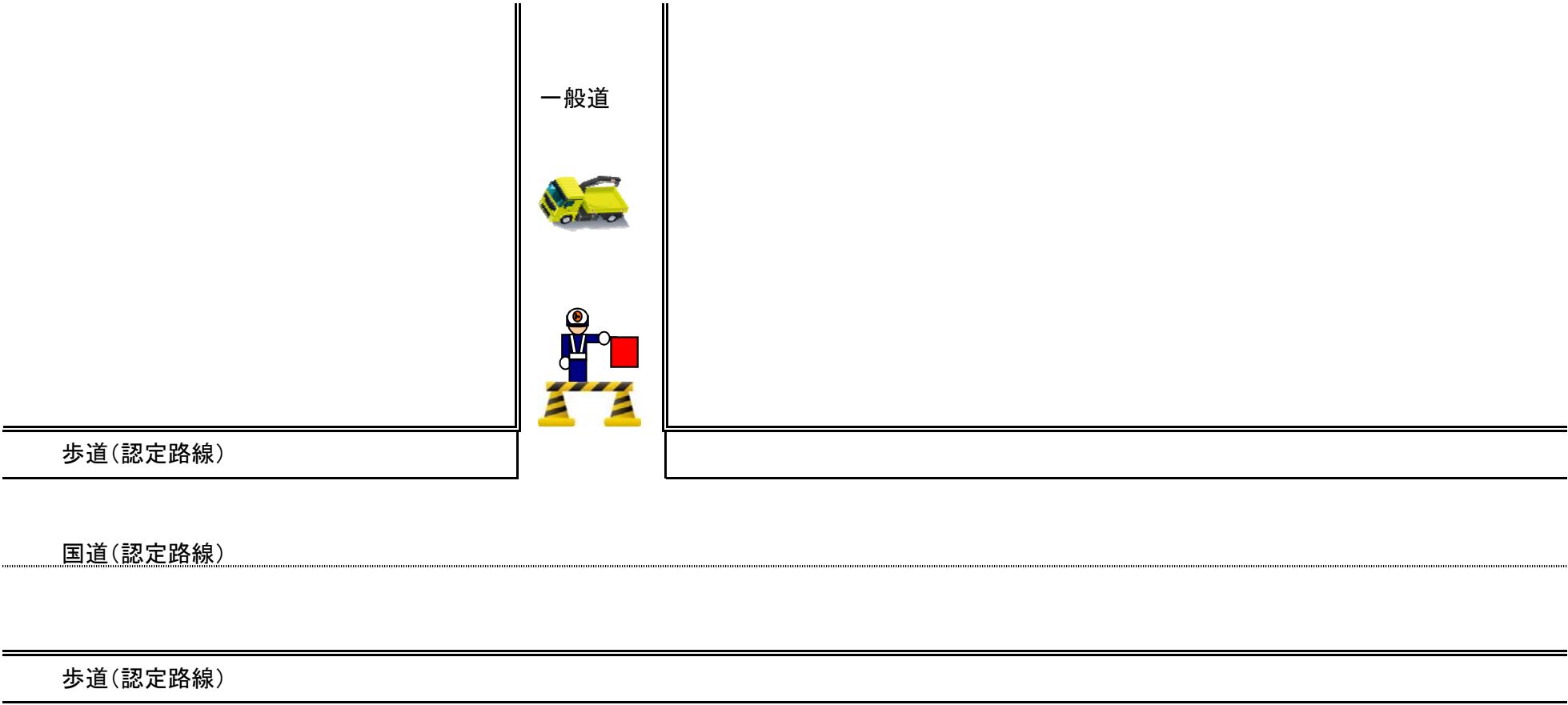
◇実例・・・高速道路（サービスエリアでの駐車場誘導）



Q: サービスエリア内で駐車場誘導を行う場合も、検定警備員の配置が必要か？

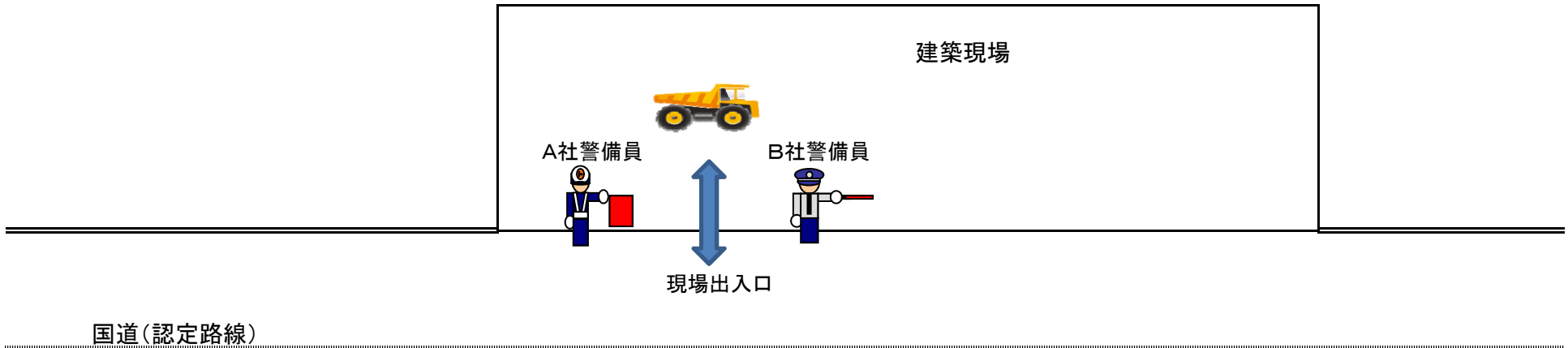
A: サービスエリアなどの高速道路施設内においても、本線から流入出する車両を誘導する際は、検定合格警備員を配置しなければならない。

◇実例・・・認定路線に接した一般道を通行止めにして誘導を行う場合



Q: 認定路線に接した一般道を通行止めにして、認定路線に出ることなく市道内のみで誘導を行う場合、検定警備員は必要か？
A: 認定路線に出ることなく一般道内のみで誘導を行うと言っても、認定路線において車両等を誘導する可能性があることから、検定警備員を配置すべきである。

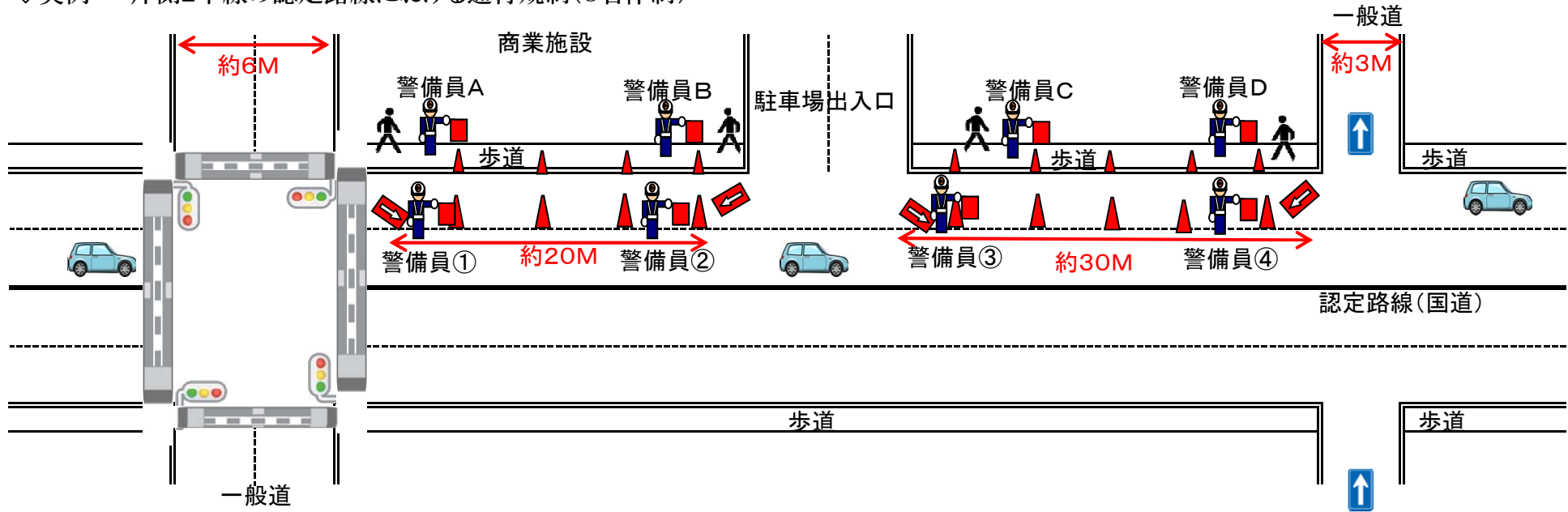
◇実例・・・共同受注した認定路線に面した建築現場での誘導



Q: A社・B社で共同受注した認定路線に接した建築現場において、一個所のみで出入口で誘導を行う場合、どちらかの会社から検定警備員1名を配置すればよいか？

A: 警備事業については、労働者派遣法第4条第1項の規定によって、その派遣事業が一切認められていないことから、A社・B社ともに検定警備員を配置しなければならない。

◇実例・・・片側2車線の認定路線における通行規制(8名体制)



- Q: 警備員①～④は、車両の誘導業務、警備員A～Dは、歩行者・自転車の誘導業務であるが、直線であることから配置警備員の専門的能力が発揮できる範囲にあると考えられることから、検定合格警備員は1名配置でよいか。
- A: 交通誘導を行う場所ごとに検定警備員を1名以上配置する必要がある、このような場合は2つと考え、誘導の目的も異なることから、車両の誘導業務は2名以上、歩行者・自転車の誘導業務も2名以上の検定警備員でなければならない。

◇雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準

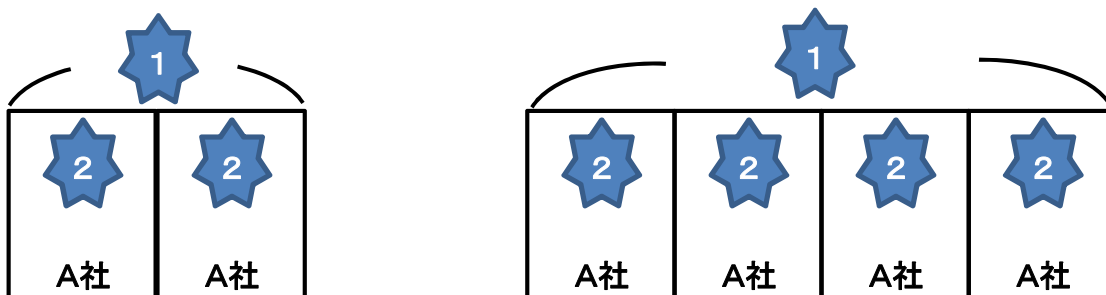
【考え方】

- 各区域に、区域内の警備員を指導する者として、2級(又は1級)検定合格警備員を1人以上配置する。
- 一の業者が複数の区域を担当する場合には、複数の区域全体を統括管理する者として、1級検定合格警備員を1人配置する。

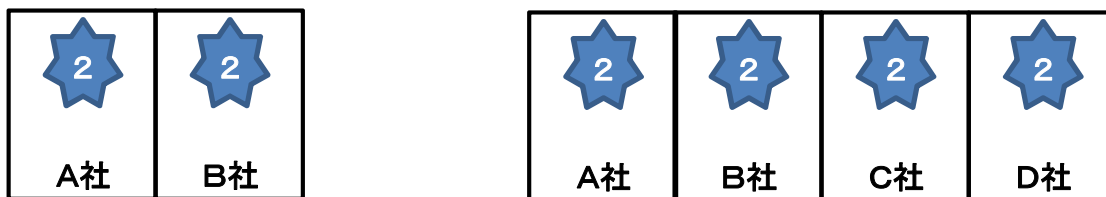
(ケース1) 1業者が1区域で警備を行う場合



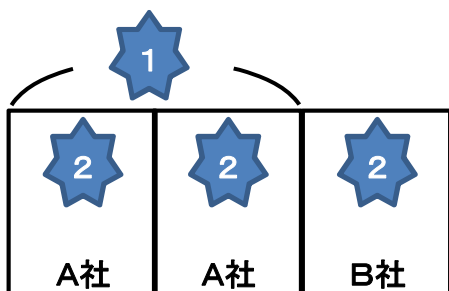
(ケース2) 1業者が複数の区域で警備を行う場合

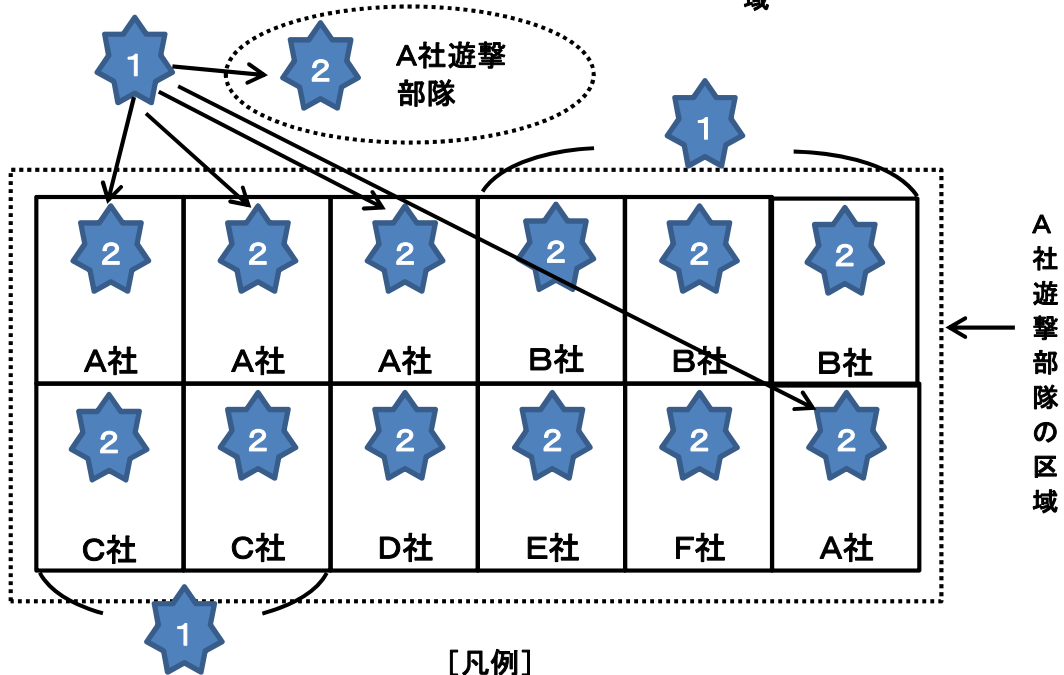
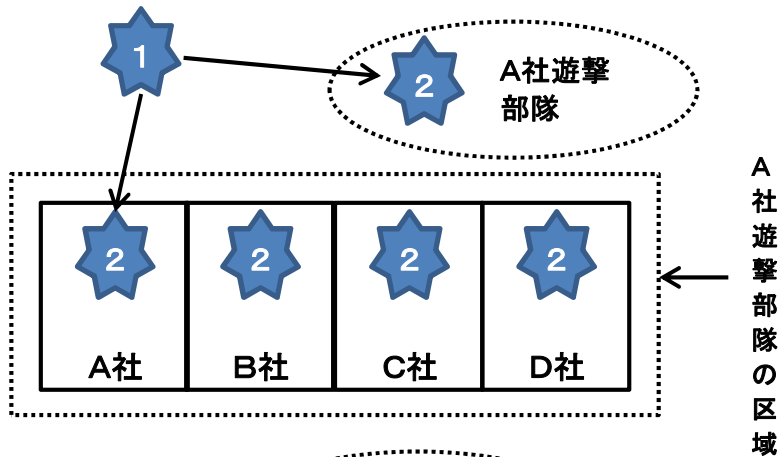
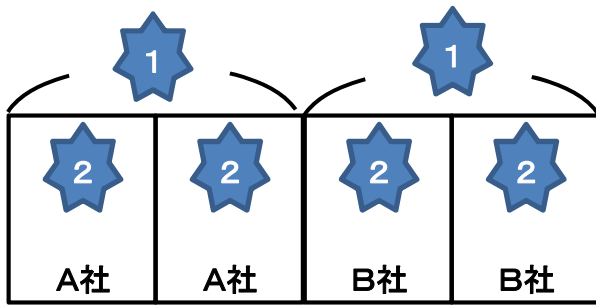


(ケース3) 複数業者がそれぞれ1区域で警備を行う場合



(ケース4) 複数業者が警備を行い、その中に複数区域を担当する業者がある場合





[凡例]

□ = 区域

1 = 1級検定合格警備員

2 = 2級(又は1級)検定合格警備員